

越監告示第 22 号

地方自治法第 199 条第 5 項(随時監査)の規定に基づき、建設部の工事監査を執行したので、同条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和元年 11 月 5 日

越前市監査委員 塚 崎 正 巳

同 田 中 希 世 子

同 城 戸 茂 夫

記

1 監査の対象

建設部 水道課、下水道課、建築住宅課、都市整備課

2 監査の執行期間

令和元年8月21日(水)～令和元年9月17日(火)

3 監査の範囲

- (1) 平成 30 年 4 月 1 日以降発注工事で完成した工事、及び令和元年 7 月 31 日現在 50% 以上出来高が見込まれている工事
- (2) (1)かつ、契約額が 500 万円以上の土木、建築、電気設備、機械設備工事等に係る工事設計、工事監理及び工事事務
- (3) (1)(2)に関わらず、2 年以上繰り越されている大規模工事で(1)の期間内に完成、完成見込みのもの

【水道課】

- | | |
|------------------------|--------|
| ・ F-6 老朽化に伴う水道管仮設布設替工事 | 幸町地係 |
| ・ F-8 老朽化に伴う水道管仮設布設替工事 | 東庄境町地係 |
| ・ 改原-1 萱谷ポンプ場機械設備工事 | 余川町地係 |
| ・ 改原-2 萱谷ポンプ場建築工事 | 余川町地係 |
| ・ 改原-3 萱谷ポンプ場電気設備工事 | 余川町地係 |

【下水道課】

- | | |
|------------------------|-------|
| ・ 今国 11 今立 1 号雨水幹線整備工事 | 不老町地係 |
| ・ 東国 10 東部 4 号汚水支線工事 | 帆山町地係 |
| ・ 東国 8 東部 6 号汚水支線工事 | 瓜生町地係 |

【建築住宅課】

- | | |
|---------------------------|--------|
| ・ 複合施設（今立総合支所）建設工事 | 粟田部町地係 |
| ・ 複合施設（今立総合支所）建設に伴う電気設備工事 | 粟田部町地係 |
| ・ 複合施設（今立総合支所）建設に伴う機械設備工事 | 粟田部町地係 |

- ・今立総合支所ほか解体工事
- ・西櫛尾団地 1、2 号棟屋上防水改修工事

粟田部町地係
西櫛尾町地係

【都市整備課】

- ・地方創生道整備推進交付金事業消雪施設（取水設備）工事
- ・河川改修工事（その 1）
- ・地方創生道整備推進交付金事業道路舗装工事
- ・地方創生道整備推進交付金事業消雪施設（送水管・散水管）工事その 3
- ・社会資本整備総合交付金北陸新幹線南越駅周辺整備事業消雪施設（さく井）工事その 1
- ・社会資本整備総合交付金北陸新幹線南越駅周辺整備事業消雪施設（さく井）工事その 2

深草二丁目地係
中津山町地係
本多三丁目外地係

平出三丁目地係

大屋町地係

岩内町地係

4 監査方法

都市監査基準等に基づく審査で、提出資料及び関係職員の説明聴取による

5 監査結果

別紙のとおり

別紙

< 監査結果 >

今回の監査は、建設部の前記監査範囲のうちから、別表に掲げる工事等を抽出して、工事設計、工事監理及び工事事務が関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうか、特に重点項目として工事の設計・積算にあたっての統一事項の確認及び設計変更に伴う諸手続が適正に行われているかどうかについて実施した。監査にあたっては、関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。監査の結果は下記のとおりであった。

1 工事設計

工事設計は、基本となる計画に準拠し、事業目的に合った内容で経済的であるか、設計基準は整備され適正に運用されているか、設計図書は的確に作成されているか、数量、単価、歩掛等の積算は正確かなどについて、仕様書、図面、設計内訳書等を検査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 工事監理

工事監理は、関係法令、仕様書、契約約款等に基づき適正に行われているか、工事が設計図書どおり施工されているか、設計変更の内容及び時期は妥当か、関連工事との調整は適正に行われているかなどについて、工事監理書類等を検査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 工事事務

工事事務は、越前市契約規則、同工事約款に基づき適正に行われているかどうかについて、工事施行伺、契約関係書類等を検査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。